

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 9 月 16 日付 3 太教学第 1876 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 781 号で行った情報一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 5 月 26 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 781 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、非公開部分のうち、「文書記号」、「学校名」、「校長名」、「印影」、「学級」、「被害者及び加害者氏名」、「被害者生徒保護者氏名」及び「弁護士氏名」以外の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 5 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「いじめ防止対策推進法第三十条に基づき太宰府市が設置する学校から太宰府市長へ報告された内容がわかる書類」の公開請求をした。

イ 情報一部公開決定

実施機関は、情報公開条例第 10 条第 2 号の個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報若しくは他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人を推測・識別され得る情報であるとの理由により、情報の一部を公開する決定を行った。

（令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 781 号）

ウ 審査請求

審査請求人は、同年9月2日に本件処分を不服とし、情報公開条例第13条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年9月30日付の反論書及び同年10月20日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 被害者及び加害者の学年、年齢、性別の情報について、個人名から切り離された学年、年齢、性別の情報を用いて特定の児童生徒を推測、識別することができるとは到底考えられない。事案の関係者、保護者を地域住民の例示に挙げているが事案の関係者、保護者は、被害者、加害者を既に知っているもので例示から除外すべきである。実施機関が言う「地域住民等の一定範囲の関係者が持つほかの情報」は、具体的な記述が全くなく不明である。その情報と学年、年齢、性別の情報が組み合わせるとどうして特定の児童生徒を推測、識別され得る情報になるのかについて実施機関は何ら具体的に立証していない。

イ 日付の情報から特定の児童生徒を推測、識別することができるとは到底考えられない。事案の関係者、保護者を地域住民の例示に挙げているが事案の関係者、保護者は、被害者、加害者を既に知っているもので例示から除外すべきである。実施機関が言う「地域住民等の一定範囲の関係者が持つほかの情報」は、具体的な記述が全くなく不明である。その情報と日付の情報が組み合わせるとどうして特定の児童生徒を推測、識別され得る情報になるのかについて実施機関は何ら具体的に立証していない。

ウ 文章などの内容が不明な情報である。この情報について、実施機関は何も主張していない。これらの情報は、内容を見ないと判断ができないが、個人情報ではないと考えられる。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年9月16日付の弁明書及び同年10月20日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

本件文書は、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号の重大事態が発生した場合に、重大事態が発生した学校、重大事態の種類、関係児童等の属性、事案の概要、学校の対応及び今後の方針、特記事項を記載し、学校が実施機関を通じて太宰府市長に報告したものである。

ア 本件文書に記載されている内容は、児童生徒という未成年者に関する情報であり、かつ、小・中学校等を含む限られた地域の中での「いじめ」に関する情報である。児童生徒にとって、不名誉な行為を表す部分や心身の状況等を表す部分は、人格形成途上にある児童生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するとの観点から、非公開とすべき情報である。また、本件文書が情報公開条例第10条第2号ただし書のいずれの規定にも該当しないことは明らかである。

イ 学年、年齢、性別の情報は、本件文書に記載されている事案の関係者や保護者を含む地域住民等の一定範囲の関係者が持つほかの情報と組み合わせることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報であるため、非公開情報とした。ただし、性別の情報については、本件文書において、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている場合に、その児童生徒の性別が特定され得るため、当該部分のみを非公開情報とした。

ウ 日付の情報は、本件文書に記載されているいじめの事実の時期を特定させることになり、本件文書に記載されている事案の関係者や保護者を含む地域住民等の一定範囲の関係者が持つほかの情報と組み合わせることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報であるため、非公開情報とした。

エ 情報公開条例第10条第2号に規定する個人に関する情報とは、思想、信条、職歴、学歴、成績、心身の状況、病歴、所得、財産の状況、親族関係その他一切の個人に関する情報をいうとされている。アからウ以外の情報は、児童生徒の心身の状況等に関する情報であり、当事者にとっては、通常、他人に知られたくないと考える情報であって、個人のプライバシーに関する情報として保護すべき情報であるため、非公開情報とした。

5 審査会の判断

(1) 情報公開条例における関係規定

情報公開条例は、情報公開請求を受けた場合に、当該情報を公開することを原則としている一方で、情報公開条例第10条各号において例外的に公開しなくてよい情報を列挙している。そのうち、本件請求と密接に関係する非公開情報は、個人情報である（情報公開条例第10条第2号柱書き）。個人情報には、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報だけでなく、特定の個人が「識別され得る」情報も含まれる。市の「運用の手引き」の説明によれば、ほかの情報と結び付けることで間接的に特定の個人が推測できるものが「識別され得る」情報に含まれる。

そして、そこでいう「ほかの情報」には一般人の知り得る情報にとどまらず、近隣住民や関係者のみが知る情報も含まれると考えられるのが一般的である。そうした、特定の個人の識別に至る可能性に加えて、「ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性」も考慮に入れて解釈する必要があると指摘されている（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 [第8版]』（有斐閣、2018年）75-79頁）。こうした不利益の発生を避ける必要性は、当該事例の秘匿性や私事性の高さに応じて高まり、本件は、そうした秘匿性が比較的高い事案に当たると考えられる。それゆえ、一定程度の範囲において知られている情報をもとに特定の個人の識別に至るおそれや、当該集団に属する構成員に不利益が生じるおそれを、慎重に考慮する必要がある。

また、情報公開条例第10条第2号ただし書は、個人情報であってもなおも公開を要する場合を同号アからエにおいて列挙している。市の「運用の手引き」は、そのうち、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」には、公表することを前提として提供された情報や、従来から慣行上公表されている情報などが含まれるとしている。

(2) 本件文書のうち非公開となった情報

口頭意見陳述において請求人が述べたことも踏まえると、本件文書において非公開となった情報のうち、実施機関と請求人の間で争いがあるのは、被害者及び加害者の学年、被害者及び加害者の年齢、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている性別、日付その他の文章中に記載のある一部の情報の公開に関してである。

ア 被害者及び加害者の学年

請求人は、個人名から切り離された学年、年齢、性別の情報を用いて特定の児童生徒を推測、識別することができるとは到底考えられないとする。たしかに、「学年」から直ちに特定の個人を識別できるとは考えられないため、本件請求においては、学校名とほかの情報を結び付けることで特定の個人を識別できるか否かが問題となる。その点、本件文書に含まれる「学年」が公開されれば、関係者の知り得る情報と組み合わせることで特定の個人の識別に至りかねず、また、当該学年に属する構成員に様々な不信感や憶測等を抱かせることになるおそれは否定しがたい。そして、本件文書が「いじめ」という児童生徒のプライバシー保護に特段の配慮を要し秘匿性が比較的高い事案に関わるものであることも考慮すれば、実施機関が本件文書中の被害者及び加害者の「学年」に当たる情報を非公開としたことは、妥当である。

イ 被害者及び加害者の年齢、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている性別

請求人は、個人名から切り離された年齢についても、それを用いて特定の児童生徒を推測、識別することができるとは到底考えられないとする。たしかに、「年齢」から直ちに特定の個人を識別できるとは考えられないが、本件文書に含まれる「年齢」が公開されれば、関係者の知り得る情報と組み合わせることで特定の個人の識別に至りかねない。同様のことは、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている「性別」にも妥当する。本件文書は秘匿性が比較的高い事案に関わるものであることも考慮すれば、被害者及び加害者の「年齢」と、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている「性別」を実施機関が非公開としたことは妥当である。

ウ 日付

請求人は、日付の情報から特定の児童生徒を推測、識別することができるとは到底考えられないとする。たしかに、「日付」から直ちに特定の個人を識別できるとは考えられないが、本件において非公開とされた「日付」が公開されれば、関係者の知り得る情報と組み合わせることで特定の個人の識別に至りかねない。既述のとおり、本件文書は秘匿性が高い案件に関係するものであることを踏まえるならば、実施機関が、当該「日付」をいじめの事実の時期の特定につながる情報となり得るとして非公開としたことは妥当である。

エ その他、文章中の情報

請求人が「文章などの内容が不明な情報」と指摘している箇所について当審査会において確認したところ、実施機関が説明するとおり、児童生徒の心身の状況等に関する情報であり、かつ、プライバシー性の高い情報を含むものであった。それゆえ、実施機関が「児童生徒の心身の状況等に関する情報を含む」箇所を非公開としたことは妥当である。

(3) 当審査会の結論

以上のことから、本件において被害者及び加害者の学年、被害者及び加害者の年齢、被害児童生徒及び加害児童生徒の氏名等と列記されている性別、日付その他の文章中に記載のある一部の情報の公開を非公開とした実施機関の処分は、妥当である。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和3年10月6日 第1回審査会（審議）

令和3年10月20日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和3年11月2日 第3回審査会（審議）